

インターネットトピック: 国内ISPによる児童ポルノブロッキングについて

ISP等による児童ポルノコンテンツのブロッキングは、違法な児童ポルノコンテンツを配信するサーバへのアクセスを阻止することにより、コンテンツの流通そのものを機能させないようにするためのものです。我が国においては、2011年4月より国内の複数ISP等により順次開始されています。ここでは、この活動の経緯と現時点での実現方法、及びその課題について紹介します。

■経緯

インターネットは、日常的に利用される便利な道具ですが、一方でその黎明期より違法なコンテンツの流通に悪用されてきていることも事実です。実際、いくつかの国では、インターネット関連の法整備が児童ポルノ対策を機に実施されています。2001年11月に採択された国際条約「サイバー犯罪条約」*1においても、不正アクセス等の直接コンピュータに関連する行為と同等のものとして、児童ポルノ関連犯罪への対応がうたわれています。

国内においても、インターネットの利用方法の変化や児童が巻き込まれる事件等を受け、2008年度の総合セキュリティ対策会議*2において、ISPやコンテンツ配信事業者、検索エンジン事業者、フィルタリング事業者により、一般の利用者が児童ポルノコンテンツにアクセスできないようにする行為（ブロッキング）の実現について、諸外国の事例等を参考に検討が行われました。また、その報告書*3の中で、ISP等による児童ポルノコンテンツブロッキングの技術的方式を紹介するとともに、実施に当たった際の検討項目と、児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）*4と児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の設置が提言されました。

■実施の検討

この提言を受け、通信事業者の間では、安心ネットづくり促進協議会*5の児童ポルノ対策作業部会*6にて、インターネット上での児童ポルノの流通を防止するブロッキングの法的検討、ブロッキング技術の検討、アドレスリスト管理団体と、そのリストの在り方等に関する整理が行われました。法的な側面からは、特に副作用で通常の通信を阻害してしまうオーバブロッキングの問題とその対策を中心に議論されました。また、技術的な側面からは、DNSブロッキング方式について、既存のDNSの運用やDNSSEC等の関連技術との適合性を中心に、通常のDNS運用に対する副作用等の問題が検討されました。

執筆者:

齋藤 衛 (さいとう まもる)

IIJ サービス本部 セキュリティ情報統括室 室長

監修・協力:

三膳 孝通 IIJ 常務取締役

山本 功司 IIJ サービス本部 アプリケーションサービス部 副部长

■ブロッキングの実現と課題

このような検討を経て、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体であるICSA (Internet Content Safety Association: インターネットコンテンツセーフティ協会)*7が2011年3月に設立され、この団体が提供するアドレスリストを基に日本国内における児童ポルノコンテンツのブロッキングの仕組みが構築されました。ただし、このコンテンツのブロッキングは、それをもって抜本対策とするのではなく、法執行機関による対策活動を円滑に行うための一時的な措置として位置づけられています*8。実際には、作成されたアドレスリストに基づいたブロッキングが、本年4月以降に参加ISP等より順次実施されています。IIJにおいても複数のサービスにおいて4月よりブロッキングを実施しています。

現時点では、多くの事業者が導入コストの安いDNSブロッキングを採用しています。しかし、この手法には更新処理によるDNSサービスの提供そのものへの影響が想定されたり、DNSのクエリに対する回答を詐称できなくなるための技術である、DNSSECとの不整合が指摘されています。加えて、DNSによるブロッキング方式では、アドレスリストの一部のブロッキングしか実現できず、問題となる画像単位のブロッキングへの展開に向けた検討が必要とされています*9。このため、より精度が高く、実効性を向上させたブロッキング手法への移行について、コスト、設備構成、運用等を総合的に考慮した検討を今後も継続的に行っていく必要があります。

■まとめ

児童ポルノコンテンツへの対策は、被害児童の人権保護の観点から必要な対策です。IIJでは、本活動への参加を通じて、違法なコンテンツの流通がないインターネットを実現するための努力を継続していきます。



図-1 ICSAのアドレスリストによるブロッキングの結果表示

*1 サイバー犯罪に関する条約 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_4.html)。

*2 警察庁主導の会議。過去にインターネット上の違法・有害情報への対策や、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題等を検討している (<http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/index.html>)。

*3 平成20年度総合セキュリティ対策会議報告書「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について」 (<http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h20/pdf/pdf20.pdf>)。

*4 児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）は、後に児童ポルノ流通防止対策専門委員会として組織された (<http://www.netsafety.or.jp/blocking/007.html>)。

*5 安心ネットづくり促進協議会 (<http://good-net.jp/about.html>)。

*6 「児童ポルノ対策作業部会最終報告書について」 (http://good-net.jp/press_jipo_20110428.html)。

*7 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 (<http://www.netsafety.or.jp/about/index.html>)。

*8 このスキームについてのICSAの説明を参照のこと。「アドレスリスト作成業務について」 (<http://www.netsafety.or.jp/blocking/index.html>)。

*9 「DNSブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」 (<http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091336.pdf>)。